3 月 27 日の憲法審査会における藤原規眞委員の質問に対する回答

有志の会
衆議院議員　北神 圭朗

○　ご指摘の政府答弁にある法令の解釈のあり方については、基本的に異論はない。

○　その上で、参議院の緊急集会の活動期間について、この法令解釈のあり方に照らせば、まさしく、①憲法 54 条 1 項・2 項の条文を前提とした「文理」と、また、②制定時において金森大臣が「国会は……衆議院解散後 70 日間は開けない状況である」と答弁しているという「立案者の意図」を踏まえて解釈すべきということになり、緊急集会の活動期間は最大でも 70 日程度ということになると考える。

○　なお、こうした法令解釈のあり方から言えば、一部で主張されている「緊急事態の法理」のような超法規的な概念によって、文理から著しく乖離して解釈することは、最大限回避をすべきだとも考える。

○　また、参議院の緊急集会は、憲法制定に向けてＧＨＱと交渉する中で、ぎりぎり認められた緊急時の制度として設置されたことは事実である。しかしながら、一方で、その後、東日本大震災での経験や南海トラフ・首都直下型地震での想定等の新しい事実に鑑みれば、今後、国政選挙が長期にわたって実施できない可能性は高いと考えている。その場合、緊急集会の活動期間を最大７０日程度と前提としていることから、これを大幅に超えて選挙が実施できない緊急事態には対応ができなくなる。こうしたことから、緊急集会は、これまで緊急時に対応するものとして位置づけられていたものの、ここでいう長期に選挙実施が困難な事態には対応できないことから、「平時の制度」だと言われているのだと理解している。

○　なお、藤原委員は、憲法審査会における発言の中で、衆議院法制局及び衆議院憲法審査会事務局の説明や作成資料に対して、「学説の捏造」、「改憲派の先生方を容易にミスリードし得る」、「公平で客観的な、私見を交えないものと本当に言えるのか」などと、極めて礼を失した表現を用いて非難している。
　これは、衆議院の事務方として、常に、公平・中立、客観的な観点から、立憲民主党を含む全ての会派に対して、真摯に本憲法審査会の議論をサポートしてくれている衆議院法制局及び衆議院憲法審査会事務局に対する甚だしい侮辱であり、看過し難いことを申し添えておく。